

## 2-1-2 とちぎ地域防災アドバイザーの概要

### (1) 登録人数

令和7(2025)年10月1日現在：109名

### (2) とちぎ地域防災アドバイザー育成及び活用等実施要領

#### (目的)

第1条 自主防災組織等で中核的な役割を担う人材を確保するため、防災士の資格を有する、とちぎ地域防災アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の育成、活用を行い、地域防災力の強化を図ることを目的とする。

#### (アドバイザーの要件)

第2条 アドバイザーは、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 本県が令和元(2019)及び3(2021)年度に実施したとちぎ地域防災アドバイザー防災士養成講座を受講し、日本防災士機構の防災士認証登録を受けた者
- (2) (1)以外の者で、日本防災士機構の防災士認証登録を受けた者のうち、地域における防災の専門家として、活動する意欲がある者（県内に在住又は通勤・通学している者に限る。）

#### (アドバイザーの登録)

第3条 県は、次のいずれかの要件を満たす者をアドバイザーとして登録する。

- (1) 前条第1号に該当する者の場合、防災士認証登録を受けた旨を県に報告した者
- (2) 前条第2号に該当する者の場合、「とちぎ地域防災アドバイザー登録申請書」（別記様式1）を県に提出した者

2 県は、アドバイザーとして登録された者に、認定証（別記様式2）を交付する。

#### (アドバイザー名簿)

第4条 県は、登録したアドバイザーの名簿を作成し、次の事項を記載するものとする。

- (1) アドバイザー登録年月日
- (2) 氏名、住所、生年月日、電話番号及びメールアドレス
- (3) 県及び市町等からの依頼に基づく活動状況

2 県は、前項で作成した名簿を市町に提供するものとする。

3 アドバイザーは、第1項第2号に定める事項に変更があったときは、「とちぎ地域防災アドバイザー変更等申請書」（別記様式3）を提出し、県は変更内容を名簿に登録するものとする。

4 アドバイザーは、心身の故障等により活動が困難になったときは、「とちぎ地域防災アドバイザー変更等申請書」(別記様式3)を提出し、県は登録を解除するものとする。

5 県は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該アドバイザーの登録を取り消すことができる。

- (1) 死亡、海外転出等の事由により連絡が不通となったとき
- (2) アドバイザー制度の信用を著しく損なったとき
- (3) その他アドバイザーとしての活動が困難なとき

(アドバイザーの活動内容)

第5条 登録されたアドバイザーは、防災士としての防災に関する知見を活かし、地域における防災の専門家として、次の活動等に取り組むものとする。

- (1) 自主防災組織等における防災知識の普及や防災訓練の指導など、自主防災組織等の活性化に資する活動
- (2) 市町等からの依頼に基づく、地区防災計画策定の支援及び地区防災計画に基づく避難訓練の実施等への協力
- (3) 積極的な研修参加等による防災に関する更なる知識の習得や技術の向上
- (4) アドバイザーの相互連携による地域防災のネットワークづくり
- (5) その他地域防災力の向上に資する活動

(アドバイザーの活動報告)

第6条 アドバイザーは前条の活動を行った際は、「とちぎ地域防災アドバイザー活動報告書」(別記様式4)を県に提出するものとする。

(アドバイザーの育成)

第7条 県は、アドバイザーの更なる知識の習得や技術の向上等を目的とした研修会等を適宜開催し、アドバイザーの育成を図ることとする。

(アドバイザーの活用)

第8条 県は、市町と協力して、地区防災計画策定支援のほか、地域防災力の強化につながる事業への参加促進等アドバイザーの積極的な活用を図ることとする。

2 アドバイザーの活用を希望する市町は、アドバイザーに直接依頼するものとする。

3 県または市町等からの依頼に基づく活動等に対する経費等については、依頼元とアドバイザー間で調整するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は令和 4 (2022) 年 2 月 1 日から施行する。

この要領は令和 6 (2024) 年 9 月 11 日から施行する。

(別記様式1)

年 月 日

### とちぎ地域防災アドバイザー登録申請書

(宛先) 栃木県消防防災課長

次のとおり申請します。

なお、とちぎ地域防災アドバイザーの活動に際しては、制度の信用を著しく損なう行為をしないことを誓約します。

ふりがな 氏 名	
生年月日	S ・ H ・ R 年 月 日生 ( 歳)
住 所	〒
電話番号	自宅 :
	携帯 :
メールアドレス ※	携帯 :
	PC :
職 業	会社員 ・ 公務員 ・ 自営業 ・ 学生 その他 ( )
実 績	防災に関するこれまでの実績がありましたらご記入ください。 (例：講演、訓練指導、地区防災計画策定支援 等)
備 考	

※防災士証(氏名入りの面)のコピーを添付してください。

※今後の連絡のため可能な限りメールアドレスの登録をお願いします。

(別記様式1)

### 個人情報の取扱について

個人情報の収集、利用、管理について個人情報保護に関する法令に基づき適切に行います。

本事業を通じて収集した個人情報を、アドバイザーの登録・管理及びこれに付随する業務を行うために使用するほか、県内市町と情報共有します。

(別記様式2)

<表>



(別記様式3)

年 月 日

とちぎ地域防災アドバイザー変更等申請書

(宛先) 栃木県消防防災課長

次のとおり申請します。

申請区分		変 更		解 除
ふりがな 氏 名				
生年月日	S ・ H ・ R 年 月 日生 ( 歳)			
住 所	〒			
電話番号	自宅 :			
	携帯 :			
メールアドレス	携帯 :			
	P C :			
職 業	会社員 ・ 公務員 ・ 自営業 ・ 学生 その他 ( )			
備考				

(別記様式4)

年 月 日

とちぎ地域防災アドバイザー活動報告書

(宛先) 消防防災課長

アドバイザー氏名 \_\_\_\_\_

次のとおり活動しましたので報告します。

活動日	年	月	日	～	年	月	日	
活動区分 該当欄に○を付けてください								自主防災組織等に対する防災知識の普及・防災訓練の指導
								地区防災計画策定の支援
								地区防災計画に基づく避難訓練の実施等への協力
								研修参加等による知識の習得や技術の向上
								アドバイザーの相互連携による地域防災のネットワークづくり
								その他
活動内容								
依頼元 該当欄に○を付けてください								自治体 (自治体名： )
								自治会や自主防災組織 (自治会等名： 市・町 会 )
								その他 ( )

※可能な限り活動した年度内に報告をお願いします。

※報告書はメール、郵送、FAXで提出してください。

メール：栃木県消防防災課地域防災担当 syoubou@pref.tochigi.lg.jp

郵送先：〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20 栃木県消防防災課地域防災担当宛て

FAX：028-623-2146

# 記入例 1

(別記様式 4)

年 月 日

## とちぎ地域防災アドバイザー活動報告書

(宛先) 消防防災課長

アドバイザー氏名 ○○ ○○

次のとおり活動しましたので報告します。

活動日	20XX年 ●月 ●●日 ~ ●月 ●●日	
活動区分 該当欄に○を付けてください		自主防災組織等に対する防災知識の普及・防災訓練の指導
	○	地区防災計画策定の支援
		地区防災計画に基づく避難訓練の実施等への協力
		研修参加等による知識の習得や技術の向上
		アドバイザーの相互連携による地域防災のネットワークづくり
		その他
活動内容	○○市の依頼を受け、○○市××××自主防災会の地区防災計画の策定支援を行った。 ※活動日数：4日間	
依頼元 該当欄に○を付けてください	○	自治体 (自治体名：○○市 )
		自治会や自主防災組織 (自治会等名： 市・町 会 )
		その他 ( )

※可能な限り活動した年度内に報告をお願いします。

※報告書はメール、郵送、FAXで提出してください。

メール：栃木県消防防災課地域防災担当 syoubou@pref.tochigi.lg.jp

郵送先：〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20 栃木県消防防災課地域防災担当宛て

FAX：028-623-2146

## 記入例 2

(別記様式 4)

年 月 日

### とちぎ地域防災アドバイザー活動報告書

(宛先) 消防防災課長

アドバイザー氏名 ○○ ○○ \_\_\_\_\_

次のとおり活動しましたので報告します。

<b>活動日</b>	20XX年 ●月 ●●日	
<b>活動区分</b> <small>該当欄に○を付けてください</small>	○	自主防災組織等に対する防災知識の普及・防災訓練の指導
		地区防災計画策定の支援
		地区防災計画に基づく避難訓練の実施等への協力
		研修参加等による知識の習得や技術の向上
		アドバイザーの相互連携による地域防災のネットワークづくり
		その他
<b>活動内容</b>	○○自主防災会の依頼を受け、○○市××××自主防災会の防災訓練の指導を行った。 ※活動日数：1日間 ※会場：○○○小学校	
<b>依頼元</b> <small>該当欄に○を付けてください</small>		自治体 (自治体名： )
	○	自治会や自主防災組織 (自治会等名：○○市 ××××自主防災会 )
		その他 ( )

※可能な限り活動した年度内に報告をお願いします。

※報告書はメール、郵送、FAXで提出してください。

メール：栃木県消防防災課地域防災担当 syoubou@pref.tochigi.lg.jp

郵送先：〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20 栃木県消防防災課地域防災担当宛て

FAX：028-623-2146

## 1 趣 旨

大規模災害が発生した場合には、道路や橋梁の損壊、建物の倒壊、火災、電気施設や水道管が寸断するなど、防災関係機関による災害対策活動の機能が著しく減退するおそれがある。

このため、災害による被害の防止又は軽減を図るためには、地域住民及び施設の関係者による組織的な防災活動に期待するところが大きい。

災害に強い地域づくりを推進するためには、防災関係機関による体制整備はもとより、地域住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という、地域的な連帯意識に基づいた自発的な防災活動体制の整備・充実が必要である。

県では、東日本大震災等の過去に発生した災害を踏まえ平成26年4月に「災害に強いとちぎづくり条例」を制定し、その中で自主防災組織の責務について定めたところである。

このような状況に鑑み、地域住民による自主的な防災組織の結成及び育成を積極的に推進するものとする。

## 2 自主防災組織の定義

自主防災組織とは、次の2要件を満たす組織である。

- (1) 「自分たちの地域は自分たちで守る」という住民の連帯意識に基づき、自主的に結成された防災組織
- (2) 災害による被害を防止し、軽減するために必要な資機材を利用し、実際に何らかの防災活動を行う組織

なお、自主防災組織は必ずしも規約の制定を要件としていないが、組織の活動等について規約を作成し、明文化しておくことが望ましい。

## 3 自主防災組織育成の推進機関

市町長は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の結成及び育成を推進するものとする。

なお、県及び防災関係機関は、密接な連携のもとに自主防災組織の結成及び育成に積極的に協力するものとする。

## 4 自主防災組織の育成

### (1) 自主防災組織の育成推進重点地区

全県的に結成及び育成を推進するが、特に次の地域では早期に結成するものとする。

- ア 消防力の基準（昭和36年消防庁告示第2号）第2条に規定する市街地の区域
- イ 消防水利の不足している地域

ウ 道路事情等により消防活動が制約されるような地域

エ 急傾斜地等防災上注意すべき箇所に近接する地域

## (2) 自主防災組織の規模

地域の自主防災組織は、次の事項に留意して住民が防災活動を行うために適正な規模の設置を推進するものとする。

ア 住民相互に「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感がわき、地域の防災活動を効果的に行うことができる規模であること。

イ 地理的状況、生活環境等からみて、住民の日常生活の基盤となる地域として一体性を有する規模であること。

## (3) 自主防災組織の組織づくり

既存の町内会、自治会等の組織を積極的に活用し、自主防災組織として育成することを基本として、次の方法等により組織づくりをするものとする。

ア 自治会等の組織活動として、既に防災に関する活動が盛り込まれている場合は、その活動内容の充実、強化を図り、自主防災体制を整備する。

イ 自治会等はあるが、特に防災活動を行っていない場合は、自治会等の活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

ウ 小学校区単位等の規模で地域活動をしている組織がある場合は、それをいくつかの地区編成をするなどし、自主防災組織として育成する。

エ 自治会等の組織がない場合は、その地域で活動している何らかの団体、グループ等の協力を得るなどして、自主防災体制の整備を推進する。

## 5 自主防災組織の連絡機関

市町内に自主防災組織が複数整備されたときは、これらの組織の活動を調整するため連絡機関を設けることが望ましい。

## 6 自主防災組織の育成推進活動

市町は、県及び防災関係機関との連携を図りながら、地域の実情に応じた次のような活動を実施し、組織の結成及び既存組織の活性化を推進する。

### (1) 広報活動

隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の必要性を認識させ、併せて防災意識の高揚を図るため積極的に広報活動を実施する。

### (2) 育成指導者の養成等

ア 自治会長等の地域のリーダーを対象に、自主防災組織づくりを指導するとともに、防災に関する知識の普及を図るための防災教育を実施する。

イ 地域防災活動推進員等の防災指導者を対象に、災害に関する知識、技術の取得及び災害時の対応に関する研修等を実施することにより、地域住民による防災組織づく

り運動の推進者となるリーダーとして養成する。

(3) 各種団体等との協調

ア 女性防火クラブ等の民間防災組織や地域の諸団体及び防災関係機関との連携を緊密にし、自主防災組織の活動が実効あるものとなるよう指導する。

イ 地域防災活動推進員等の防災指導者を活用し、自主防災組織が有効に機能するよう指導する。

(4) 既存組織の活性化

既存組織に対しては、リーダーの研修や各種防災訓練への参加等を促し、その活性化を図る。

(5) 防災資機材の整備

県等の助成制度を活用するなどして、必要な防災資機材の整備に努める。

7 自主防災組織に対する支援

(1) 市町

自主防災組織の運営全般に対する積極的な指導、支援に努めるものとする。特に、次の3点については重点的に実施するものとする。

ア 自主防災組織が実施する防災資機材整備に対する支援

イ 自主防災組織が実施する防災訓練に対する指導

ウ 自主防災組織リーダーの養成

(2) 県

市町が行う自主防災組織の育成推進活動の基盤を整備するため、県民に対する防災思想の普及・啓発及びリーダーの養成等を推進するとともに、市町の活動に対する積極的な指導、支援に努めるものとする。

(3) その他の防災関係機関

防災関係機関は、市町等が実施する自主防災組織育成推進活動に対し、積極的に協力するものとする。

自主防災組織の現況に関する調べ

栃木県

(令和7年4月1日現在)

市町名	自主防災組織数A (29表010行(4)列)	防災訓練延べ回数B (29表021行(26)列)	平均訓練回数 B/A	管内世帯数 A (29表010行(6)列)	組織されている地域の世帯数 B (29表010行(7)列)	自主防災組織活動カバー率 B/A%
宇都宮市	39	39	1	240,433	240,433	100.0
足利市	222	46	0.21	63,432	63,432	100.0
栃木市	69	23	0.33	67,981	11,182	16.4
佐野市	127	7	0.06	52,887	45,073	85.2
鹿沼市	118	33	0.28	37,090	36,096	97.3
日光市	204	132	0.65	36,530	36,422	99.7
小山市	58	58	1.00	73,649	47,873	65.0
真岡市	133	16	0.12	33,550	33,550	100.0
大田原市	121	12	0.10	26,630	23,194	87.1
矢板市	46	20	0.43	12,968	10,334	79.7
那須塩原市	124	62	0.50	53,115	41,879	78.8
さくら市	48	45	0.94	18,670	12,719	68.1
那須烏山市	102	3	0.03	10,249	10,249	100.0
下野市	15	2	0.13	25,806	13,126	50.9
上三川町	25	25	1.00	12,736	12,736	100.0
益子町	43	43	1.00	8,966	6,039	67.4
茂木町	11	11	1.00	4,853	501	10.3
市貝町	6	0	0.00	4,585	601	13.1
芳賀町	14	14	1.00	6,007	6,007	100.0
壬生町	39	12	0.31	16,703	16,703	100.0
野木町	7	7	1.00	11,215	9,062	80.8
塩谷町	32	8	0.25	4,041	1,810	44.8
高根沢町	47	0	0.00	13,098	13,098	100.0
那須町	32	3	0.09	9,361	9,361	100.0
那珂川町	59	2	0.03	5,821	5,821	100.0
県計	1,741	623	0.36	850,376	707,301	83.2

消防防災・震災対策現況調査より消防防災課加工

前年比	平均訓練回数(地方防災行政の現況より)			自主防災組織活動カバー率(消防白書より)		
	R4	R3	増減	R4	R3	増減
栃木県	0.09 (42位)	0.11 (41位)	-0.02	85.2% (35位)	84.0% (33位)	1.2%
全国平均	0.29	0.28	0.01	84.7%	84.4%	0.3%

2-2-4 消防団の現況

(令和7年度)

消防本部名	市町名	人口 人	面積 Km <sup>2</sup>	消防団			消防水利等					資機材	
				実員 人	うち女性 人	定数 人	防火水槽	消火栓	井戸	その他	計	ポンプ車 (水槽付を含む)	小型動力ポンプ積載車
宇都宮市		511,957	416.85	1,855	60	2,150	1,116	11,464	0	577	13,157	13	131
足利市		133,431	177.76	445	10	574	420	2,892	0	43	3,355	3	0
栃木市		153,088	331.50	921	15	1,009	1,301	3,171	362	1,075	5,909	5	16
佐野市		112,988	356.04	571	10	742	420	2,725	0	42	3,187	2	31
鹿沼市		92,895	490.64	700	10	770	490	1,485	0	10	1,985	5	23
日光市		75,281	1,449.83	892	10	1,040	686	2,502	0	0	3,188	8	29
小山市		166,874	171.75	748	48	854	759	2,321	33	33	3,146	8	11
石橋	下野市	59,728	74.59	369	0	468	296	1,299	0	87	1,682	21	0
	上三川町	30,748	54.39	243	3	250	214	953	0	11	1,178	8	4
	壬生町	38,140	61.06	180	0	203	287	876	0	13	1,176	7	9
芳賀	真岡市	78,284	167.34	430	5	510	550	1,542	0	40	2,132	24	0
	益子町	21,360	89.40	214	0	219	225	485	0	23	733	12	3
	茂木町	11,408	172.69	266	0	376	228	639	0	58	925	18	0
	市貝町	11,073	64.25	180	0	219	173	258	0	7	438	8	7
芳賀町	15,377	70.16	211	0	212	111	363	0	0	474	11	1	
那須	大田原市	68,053	354.36	831	7	788	313	1,570	0	31	1,914	46	11
	那須塩原市	115,611	592.74	954	13	1,435	835	2,329	0	5	3,169	41	32
	那須町	23,697	372.34	521	5	550	418	1,152	0	11	1,581	10	28
南那須	那須烏山市	23,482	174.35	529	20	590	463	581	0	99	1,143	22	18
	那珂川町	14,124	192.78	419	0	481	368	159	1	114	642	18	12
塩谷	矢板市	30,117	170.46	338	5	408	114	839	14	20	987	13	10
	さくら市	43,760	125.63	406	10	430	193	1,268	12	8	1,481	17	4
	塩谷町	9,796	176.06	289	7	350	47	454	2	7	510	11	9
	高根沢町	28,770	70.87	210	18	255	124	768	30	52	974	8	2
委託	野木町	24,869	30.27	139	6	140	162	628	0	78	868	6	0
合計		1,894,911	6,408.11	12,861	262	15,023	10,313	42,723	454	2,444	55,934	345	391

※1 人口は令和7年1月1日のもの(住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数から)

※2 消防団、消防水利等、資機材は令和7年4月1日現在のもの(消防防災・震災対策現況調査調べ)

